

監査報告書

私達は、会則第17条第6項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度における本会の会計及び業務の監査を香川県社会保険労務士会事務局において、令和4年4月15日に実施いたしました。

その結果

- (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、収支計算書は、会計帳簿の記載金額と一致し、収支状況及び財政状態を正しく示していると認めた。
- (2) 名札管理部会特別会計報告、災害見舞金特別会計報告、社労士会労働紛争解決センター香川特別会計報告、年金相談特別会計報告、年金事務センター特別会計報告、医療労務管理支援事業特別会計報告、香川県外国人労働人材関係相談窓口支援業務特別会計報告、働き方改革推進人材育成支援事業業務特別会計報告、並びに街角の年金相談センター高松（オフィス）運営部特別会計報告、社会保険労務士試験特別会計報告は会計帳簿の記載金額と一致し、収支状況を正しく示していると認めた。
- (3) 事業報告書の内容は真実であると認めた。

令和4年4月15日

香川県社会保険労務士会

監事 大橋 義洋 

監事 宮武 幸代 